平成２３年（フ）第３５４号
鹿児島県鹿児島市吉野町5615番地13
債務者　濵田　隆志
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目13番２号アビタヴェールＢ203号
債務者　川原　笑美
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７４号
鹿児島県霧島市霧島田口2765番地76
債務者　加藤　修子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
鹿児島県姶良市加治木町木田167番地２　郁文館住宅３棟203号
債務者　福島　春奈
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
沖縄県中頭郡西原町字小波津44番地　県営西原団地４棟103号
債務者　新垣　　健
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２１号
沖縄県那覇市金城５丁目７番地６リリーベル金城サーモス702
債務者　山田　一枝（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４０号
福井県敦賀市東洋町７番１―106号
債務者　山本　益男
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２８５号
兵庫県川西市栄根１丁目２番２―402号
債務者　中原　俊隆
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５０号
兵庫県淡路市岩屋258番地
債務者　榮　　光江
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第５１号
兵庫県淡路市岩屋258番地
債務者　榮　千賀代
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄898番地１
債務者　石井　靖郁
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄898番地１
債務者　石井　直子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤457番地
債務者　大坪　一美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
佐賀県佐賀市久保田町大字徳万273番地
債務者　中島　勝彦
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
福島県郡山市大槻町字針生下68番地の２　三慶マンション105号
債務者　山本　良子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
福島県郡山市咲田２丁目２番６号
債務者　村岡　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４５７号
千葉県野田市山崎2057―５　関根荘３号室、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区野川3477番地64
債務者　森成　秀樹
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４６８号
千葉県柏市布瀬1845番地１
債務者　浅海　　寿
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部